

審査に係る標準処理期間

平成26年4月 1日改正

課名	許認可等の名称	根拠法令名	根拠条項	標準処理期間(改正前)	標準処理期間(改正後)
建築振興課	建設業の許可及び許可の更新	建設業法	3-1 3-3	30日	30日 (ただし年末年始の閉庁日 (12月29日～1月3日)、 大型連休(5月3～5日等) を除く。)
建築振興課	住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託における確認	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	07-2	7日	7日 (ただし年末年始の閉庁日 (12月29日～1月3日)、 大型連休(5月3～5日等) を除く。)
建築振興課	住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託における確認取戻しの承認	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	09-2	7日	7日 (ただし年末年始の閉庁日 (12月29日～1月3日)、 大型連休(5月3～5日等) を除く。)